

理論編

■テキスト

✔POINT!

テキストでは、記述式試験に必要なほぼ全ての論点を掲載しています。講義では過去の出題実績を踏まえて、平成27年度本試験で問われるであろう論点を徹底的に分析・解説します。

✔POINT!

問題の攻略ポイントを「問題の形式」、「別紙の種類」ごとにピックアップ。どのような形式の問題・別紙が出ても対応できるように、どこを注意して答案作成をすればよいかの「解法」を伝授します。

記述式対策講座【理論編】不動産登記法

2

抵当権に関する登記

1 抵当権の設定の登記

1 抵当権の設定の登記（不登法60条）

【過去の出題実績】

年度	論点	申請すべき登記
	別紙（抵当権設定保証委託契約書）から敷地権付き区分建物に抵当権が設定された事実を読み取る。	抵当権の設定の登記

記述式対策講座【理論編】商業登記法

⑥ 各種の議事録等

各種の議事録等の中心は、論点の要素の検知にある（後記「第3章」参照）。
そこで、ここでは、各種の議事録等の読取りを行う上での注意事項を示しておく。

Point 1

- (a) 定時株主総会の開催日が定款所定の期間内であるかを確認する。
(b) 定款の変更等について特に効力発生日が定められなかった場合には、株主総会の開催日（決議の成立時）が効力発生日となる。

別紙

定時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前10時00分より当会社本店において、定時株主総会を開催した。

株主の総数 ☐ 名発行済株式の総数 ☐ 株議決権を行使できる株主の総数 ☐ 名議決権を行使できる株主の議決権総数 ☐ 股出席株主の数 ☐ 名出席株主の持する議決権の総数 ☐ 股

出席した取締役及び監査役（取締役〇名、監査役〇名及び〇名）

議長 ☐議事録作成に関する職務を行った取締役 ☐

Point 2

決議可否問題が出題されている可能性がある。
※ 決議可否問題が出題されている場合には、ある決議の不成立が申請代理不可事項となる可能性が高い。

上記のとおり出席があったので、本株主総会は適法に成立した。

定款代表取締役は、定款の規定により議長となり、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 第〇題（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の決算承認の件

<中略> 満場異議なくこれを承認した。

Point 3

実践編

■問題冊子・解答解説冊子

✔POINT!

【実践編】は、論点ごとに作られた小問形式の問題を解きます。実際に演習することによって、論点・申請書の作成をマスターできるほか、出題が予想される全ての形式・種類の別紙を扱うため、どのような問題形式にも対応できる力を身につけることができます。

✔POINT!

解説では、解答の申請書のほか、この問題の「論点」を示し、「POINT」でその解説を掲載しています。論点と申請書が一目瞭然でわかるようになっているため、理解しやすく、また、これだけで復習用ツールとしても大いに威力を発揮します。

記述式対策講座【実践編】不動産登記法 問題

【No. 13-5】

共通導入部の変更点	事実中の行為は、すべて適法に行われているものとする。
問題の種類	別紙型
不動産の課税標準の額	土地 500 万円

別紙1

(土地の表示)

表題部	所在地	東京都港区大門3丁目
	地番	204番6
	地目	宅地
	地積	66.04平方メートル
権利部	甲区1番	所有権移転

記述式対策講座【実践編】不動産登記法 解答及び解説

【No. 13-5】

論点 対抗要件としての吸収合併による変更の登記と不動産登記の申請

POINT

吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない（会社法750条2項）。

したがって、吸収合併により吸収合併消滅会社に承継されている吸収合併消滅会社の不動産について、吸収合併消滅会社の代表者であった者が吸収合併消滅会社を代表して当該不動産を第三者に譲渡したという事例においては、吸収合併消滅会社は、吸収合併消滅会社の代表者と取引をした第三者に対して、当該不動産を引き渡すべき義務を負うことになる（相澤・会社法解説P190、相澤等・論点解説P705）。

(1 / 2)

登記の目的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成26年6月20日合併
申請人の氏名又は名称	権利承継者（被合併会社 株式会社大日本クレジット） 株式会社富士クレジット
派付情報の表示	登記原因証明情報（要・不要）（別紙2）
	登記簿別情報（要・不要）（ ）
	登記済証（要・不要）（ ）
	印鑑証明情報（要・不要）（ ）
	住所証明情報（要・不要）（別紙2）
	資格証明情報（要・不要）（別紙2）
登録免許税額	代理権限証明情報（要・不要）（株式会社富士クレジットの代表者西澤啓）
	その他（なし）（ ）
登録免許税額	金2万円